

答 申

1 審査会の結論

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行った、豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業に応募した3グループの提案書に係る公文書公開請求に関する意見書（以下「本件意見書」という。）のうち、公開により支障が生じる理由が記載された部分を非公開としたことは妥当でなく、公開すべきである。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立てまでの経過

ア 意見書の公開請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、本件意見書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 一部公開決定

管理者は、本件請求に対して、本件意見書記載事項のうち、

- ① 法人代表者印の印影
- ② 公開により支障が生じる理由に記載された文章（以下「本件対象部分」という。）

について、①につき条例第6条第1項第2号、②につき同項第7号に該当するとして非公開とする旨の一部公開決定を行った。

ウ 異議申立て

これに対し、申立人は、本件対象部分について、非公開とする一部公開決定を取り消し、本件対象部分の公開を求める趣旨の異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての理由

申立人の主張を、平成28年2月2日付けの異議申立書、同年3月4日付けの

意見書及び同年3月16日の本審査会における意見陳述から要約すれば、概ね次のとおりである。

ア 異議申立ての内容について

異議申立ての内容は、上記(1)ウのとおりである。

イ 本件対象部分の非公開について

管理者は、条例第6条第1項第7号に規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障が及ぼすおそれがあるもの」に該当するとして、一部公開決定をしている。この「おそれ」は、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められる必要があるが、管理者は、この蓋然性について何ら具体的説明もしておらず、行政の責務である説明責任を果たしていない。

また、本件対象部分を公開しても、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれも認められない。

ウ まとめ

以上より、管理者は、本件対象部分について公開すべきである。

3 管理者の主張の要旨

管理者の主張を、平成28年2月24日付けの非公開理由説明書及び平成28年3月16日の本審査会における意見陳述から要約すれば、概ね次のとおりである。

(1) 非公開とした理由

本件対象部分に記載されている情報は、豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業に応募した3グループが豊橋市に提出した提案書に係る公文書公開請求について、公開により支障が生じる理由を記載した個別的な情報である。

当該情報は、管理者が公開・非公開の判断を行うための参考資料となるものであって、公開・非公開の判断を適切に行うにあたり、当該情報を聴取する場合、提案事業者の率直な意見である必要がある。仮に、これを公開した場合、第三者が率直な意見を述べることを躊躇し、かつ、抽象的な意見しか述べなくなってしまうおそれがあり、今後の情報公開事務において、管理者が公開・非公開の判断を適切に行うことができなくなるおそれがある。

(2) まとめ

したがって、本件対象部分に記載された情報は、情報公開事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第6条第1項第7号に該当するため、非公開と判断した。

4 審査会の判断

(1) 条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし（第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分に尊重した上で、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（第3条）。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開請求に係る情報が非公開情報に当たるかどうかの判断権を実施機関が有することを規定している。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件意見書について

条例第12条は、公開請求にかかる公文書に、第三者に関する情報が記録されているときに当該第三者の権利利益を保護するとともに公開の是非の判断の適正を期するために、公開決定等の前に第三者に対して意見書の提出の機会を与えることを認めている。

上記規定に基づき、管理者は、平成26年12月11日にされた豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業に応募した3グループの提案書の公開請求について、当該提案書を作成した3グループに対して意見照会を行った。

本件意見書は、当該3グループが、管理者により行われた照会に対して意見を述べた文書である。

この文書には、公開に対する反対の意見の有無とともに、反対の意思がある場合は、公開により支障が生じる部分及び公開により支障が生じる理由が記載されている。

(3) 条例第6条第1項第7号の非公開情報について

本号は、行政機関の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては公開しないこととしたものである。

ここでいう「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、行政機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、情報公開制度の基本理念である原則公開の考え方に基づき、非公開とされるものはできる限り限定的に捉える必要がある。

したがって、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の程度は名目的なもので足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解する。

(4) 本件対象部分の条例第6条第1項第7号該当性について

まず、本件で問題となる本件意見書のうち「公開により支障が生じる理由」に記載されている情報は、企業のノウハウ等が記載されていれば法人等の正当な利益を害するおそれのある情報（条例第6条第1項第2号）といえるし、個人が識別されることがあれば、その情報は、個人情報（条例第6条第1項第1号）として非開示にされるべきものである。そして、たとえ法人情報や個人情報に記載されていなくても、たとえば、公開しないこと等を前提として提出を受けた意見書等を公開することが、第三者との信頼関係を損ない、情報公開事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合もあると考えられる。

しかし、本件においては、管理者の意見陳述等によれば、本件意見書は、公開しないことを前提として提出された意見書ではなく、当該意見書を提出した第三者が、公開しないことを要求しているという事実も認められない。また、本件対象部分に記載されている内容は、「公開により支障が生じる理由」について一般的な内容を記載したものであり、特に具体的な内容が記載されているわけでもない。

そうであれば、本件においては、管理者の主観的な危惧はともかく、本件意見書の公開により、今後の情報公開事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないから、本件対象公文書が条例第6条第1項第7号に該当するものとは認められない。

よって、本件対象部分は公開すべきである。

(5) 結論

以上より、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
28. 2. 9	○諮問（第84号）
28. 2. 24	○実施機関から非公開理由説明書を受理
28. 2. 25	○異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書を送付
28. 3. 16 (第67回第2部会)	○実施機関職員から非公開理由等を聴取 ○異議申立人から意見を聴取 ○審査
28. 4. 22	○答申内容の決定

氏 名	所 属 団 体 等
入 江 容 子	愛知大学
河 邊 伸 泰	弁護士
渡 邊 齊	元朝日新聞論説委員